

中核機能強化（事業所）加算における地域の障害児に対する支援体制の状況及び
中核機能としての体制の確保に関する取組の実施状況

西紋こども発達支援センター

1. 基本要件

項目	取組状況（令和7年度）
1 市町村及び地域の関係機関との連携体制の確保について	紋別市自立支援協議会こども部会に参画している。
2 専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制の確保について	言語聴覚士や作業療法士、保育士などの専門職を採用し、定期的に研修を行っている。
3 障害児通所支援事業所との連携、インクルージョンの推進、早期の相談支援等の中核的な役割を果たす機能と体制の確保について I. 地域の障害児通所支援事業所との連携体制 II. インクルージョンの推進のための体制 III. 早期の相談支援等を行うための体制	I. 障害児通所支援事業所や保育所等、小中学校、保健師向けの研修会を開催している。令和7年度実績3回。 II. 市町村子ども発達支援センター（道認定）として、地域の保育所等で訪問支援や助言を行っている。 III. 市町村子ども発達支援センター（道認定）として、健診や5歳児相談に入り相談を受け、療育等につなげている。
4 地域の障害児支援体制の状況及び基本要件に関する取組状況の公表（年1回以上）	本書により公表
5 第三者評価等、外部の評価機関による外部評価に受審	運営基準に定められている自己評価を行う際に、第三者委員が参画する形で自己評価を行っている。

2. 体制要件

項目	取組状況（令和7年度）
基本要件2及び3の取組を進める上で中心となる者を配置できる体制の確保 以下の職種に該当するものであって、障害児通所支援又は障害児入所支援、若しくは障害児相談支援に5年以上従事した経験のある者を、児童発達支援給付費の算定に必要な人員に加えて1人以上配置（常勤専任）している。※経験年数は、資格取得後から当該支援に従事した経験年数とする。 【対象となる職種】 言語聴覚士、保育士、相談支援専門員	経験年数5年以上の常勤専任の言語聴覚士を配置している。